

議案第 28 号

大野市生涯学習推進計画策定委員会設置要綱案

令和 3 年 3 月 23 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

生涯学習推進計画を策定し生涯学習を計画的に推進するため、大野市生涯学習推進計画策定委員会を設置する

大野市生涯学習推進計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

大野市教育委員会

大野市生涯学習推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 生涯にわたり必要な知識や技能、技術を学び、その成果を生かすことのできる環境を整えるとともに、市民一人一人の結の心を醸成し、互いに学び合い、協力し合い、次代の地域社会を支える人づくりを目指し、大野市生涯学習推進計画を策定するため、大野市生涯学習推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 家庭教育又は地域教育に関わる機関及び団体の関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、計画策定の日までとする。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(成果の報告)

第6条 委員会は、第2条に規定する任務が終了したときは、その成果を教育委員会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習・文化財保護課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。